1. 参照基準の目的

今日、世界的に大学で学ぶ学生の数が増加する中で、大学教育の質の維持・向上の必要性が強く叫ばれるようになっています。近年の大学教育の多様化は、こうした状況に対応して進展した面もありますが、その一方で、大学教育における各学問分野のアイデンティティ自体が不明確になることへの危惧の念も生み出しています。

こうした中、日本学術会議は、平成20年に文部科学省から、大学教育の分野別質保証の在り方について審議する依頼を受けたことを契機として、分野別(学問分野別)の参照基準の作成を開始し、現在までに約30の分野の参照基準を作成し、公表しました。これらの参照基準は、学士課程における各分野の専門教育が、その核として共有することが望まれる基本的な考え方を示し、各大学における教育課程編成の参考にしてもらう(参照してもらう)ことを通じて、大学教育の質の保証に資することをその目的としています。

学生の立場に立った教育の質保証を実現するためには、各大学が、自らの教育理念を保持しつつ、そこで学ぶ学生の特性と、教育の質保証のために活用し得るリソースを適切に考慮して、それぞれの学士課程教育を通じて学生が獲得する具体的な学習成果を明確にし、それを実現するという観点から独自の教育課程を編成することが重要です。このような考えの下に、各分野の参照基準は、各大学がそれぞれの学士課程教育の学習成果を明確にする際の参考となるよう、「すべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養」を掲げています。その先の具体的な教育課程の編成は各大学が自ら行うものであり、参照基準では言及していません。

日本学術会議は、このような参照基準を作成することで、各大学が行う自主的・自律的な教育の質保証への取り組みの一助となることを願っています。

2. 参照基準の具体的な内容

各分野の参照基準は、若干の違いはありますが、基本的に以下の4項目から構成されています。

- (1) 分野の定義・特性
- (2) すべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養
- (3) 学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方
- (4) 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり

(1) 分野の定義・特性

初めに、学問としての各分野 (「学問としての各分野」 = each academic discipline?) の定義・特性をしっかりと説明しています。各分野には、それぞれ固有の「世界の認識の仕方」と「世界の関与の仕方」があり、それらが学生が獲得する学習成果の基盤となるはずです。

(2) すべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養

学生の立場に立った教育の質保証が行われるよう、各大学がそれぞれの学士課程教育の学習成果を明確にする際の参考として、「すべての学生が身に付けることを目指すべき 基本的な素養」を示しています。 「基本的な素養」を示すに当たっては、各分野の定義・特性との関係を重視しつつ、専門的な知識や能力を数多く列記することは避け、学生が、職業人として、あるいは市民として、将来にわたって世界と関わっていくための基礎・基本となるものに絞り、一定の抽象性を持たせた形で記述することとしています。分野によっては、説明内容が詳細で多岐にわたっているものもありますが、各大学が参考にする上では、自主的・自律的に取捨選択していただいて構いません。

具体的には、以下の3項目に分けて「基本的な素養」を記述していますが、それらは、全国の大学とそこで学ぶ学生の多様性も考慮しつつ、各分野の教育が目指すべき「理想」として構想されるものであり、一律に達成すべき最低基準(threshold)のようなものとは異なります。

- ①分野の学びを通じて獲得される基本的な「知識と理解」
- ②基本的な知識と理解を活用して発揮される「能力」
- ③分野に固有の知的訓練を通じて獲得される「ジェネリックスキル」
- (3) 学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方

「基本的な素養」として、単なる専門的な知識や理解の表面的な修得を超えた「能力」 を身に付けさせるためには、学習方法と、学習成果の評価方法も重要な役割を果たしま す。これらに対する基本的な考え方を示しています。

(4) 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり

市民性の涵養は、分野を問わずすべての学士課程教育に共通する課題です。分野の専門教育ばかりを重視して、学士課程教育全体を俯瞰する視点を忘れることがないよう、各分野それぞれの立場から、市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わりについて説明しています。

3. すべての関係者の自由な利用に供される参考資料

分野別の参照基準は、文部科学省の依頼を受けたことを契機として、日本学術会議が作成したものですが、日本学術会議は、政府から独立した、人文・社会科学から自然科学まで包含するすべての分野の科学者の代表機関として、自らの知見と責任において参照基準を作成・公表しています。そして各分野の参照基準は、政府の法制度や資金措置と連動することなく、全国の大学をはじめとして、大学教育に関心を有するすべての関係者(そこには、例えばこれから大学で学ぼうとする学生や、あるいは大学の卒業生を雇用しようとする企業等も含まれます)の自由な利用に供される参考資料です。

このような参照基準の性格は、文部科学省・中央教育審議会にもよく理解していただいており、平成28年3月に文部科学省の中央教育審議会が作成した「ガイドライン」(注)では、ディプロマ・ポリシーを策定する際の「参考」となるものとして、日本学術会議の参照基準が紹介されています。

注)「『卒業認定・学位授与の方針』(ディプロマ・ポリシー)、『教育課程編成・実施の方針』(カリキュラム・ポリシー)及び『入学者受入の方針』(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」(平成28年3月31日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会)